

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第10項の規定により、八木港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成27年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 港湾計画の変更の概要

(1) 公共ふ頭計画

立地企業の要請に対応するため、次の施設について計画を変更する。

北港地区

ふ頭用地 面積3ヘクタール（荷さばき施設用地及び保管施設用地）（既設の変更計画）

}	既設
	ふ頭用地 面積4ヘクタール（荷さばき施設用地及び保管施設用地）

(2) 外郭施設計画

港内の静穏を図るため、外郭施設計画を変更する。

北港地区

北港第1波除堤 延長125メートル（うち110メートル既設）（既設の変更計画）

南港地区

南港防波堤 延長125メートル（うち45メートル既設）（既設の変更計画）

}	既設
	北港地区 北港第1波除堤110メートル
	南港地区 南港防波堤45メートル

(3) 土地利用計画

港湾施設の計画に対応し、土地利用計画を次のとおり変更する。

単位：ヘクタール

地区名 \ 用途	ふ頭用地	港湾関連用地	交通機能用地	緑地	合計
	北港地区	(3) 3	(1) 1	(2) 2	(1) 1

既定計画					
地区名 \ 用途	ふ頭用地	港湾関連用地	交通機能用地	緑地	合計
	北港地区	(4) 4	(1) 1	(2) 2	(1) 1

単位：ヘクタール

注1 括弧内は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数を示す。

2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

3 今回の変更に係る用途のみ記述した。

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所 岩手県県土整備部港湾課及び県北広域振興局土木部